

第2回ケアマネジャー大会

2021年制度改正が ケアマネジメント業務に影響を与えたことは? ～基準解釈の読み方と改正への対応～

追加資料



一般社団法人
岡山県介護支援専門員協会
Okayama Care Manager Association

令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書(別添)を保険者に届出た場合

なお、この場合、**管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予する**とともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、**保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる**こととする。

(※)不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居等

所在地
届出者 名称
代表者氏名

次のとおり指定居宅介護支援事業者の管理者確保のための計画について届け出ます。

介護保険事業所番号																				
事業所の名称																				

1. 主任介護支援専門員を管理者とできなくなった不測の事態

例) 急な退職や転居、本人の死亡や長期療養など健康上の問題

2. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

3. 困難である理由が解消される見込み

追加資料

岡山県版BCPの作成について

現状報告



BCPとは「Business Continuity Plan」
日本語では「**事業継続計画**」と呼ばれます。

事業所が自然災害や感染症など「緊急事態」に直面した場合、損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業を継続もしくは早期に復旧させるため、緊急時における事業継続のための方法などを取り決めておく計画のことです。

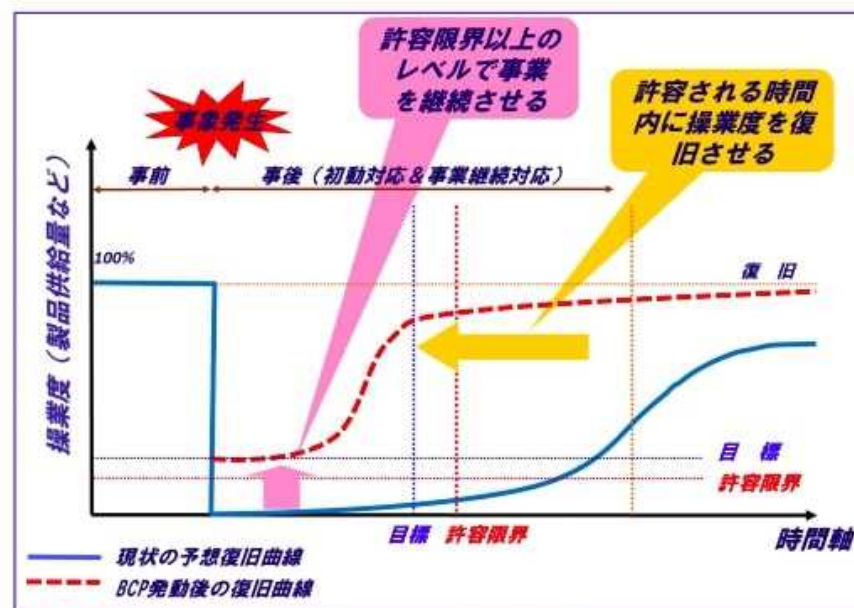
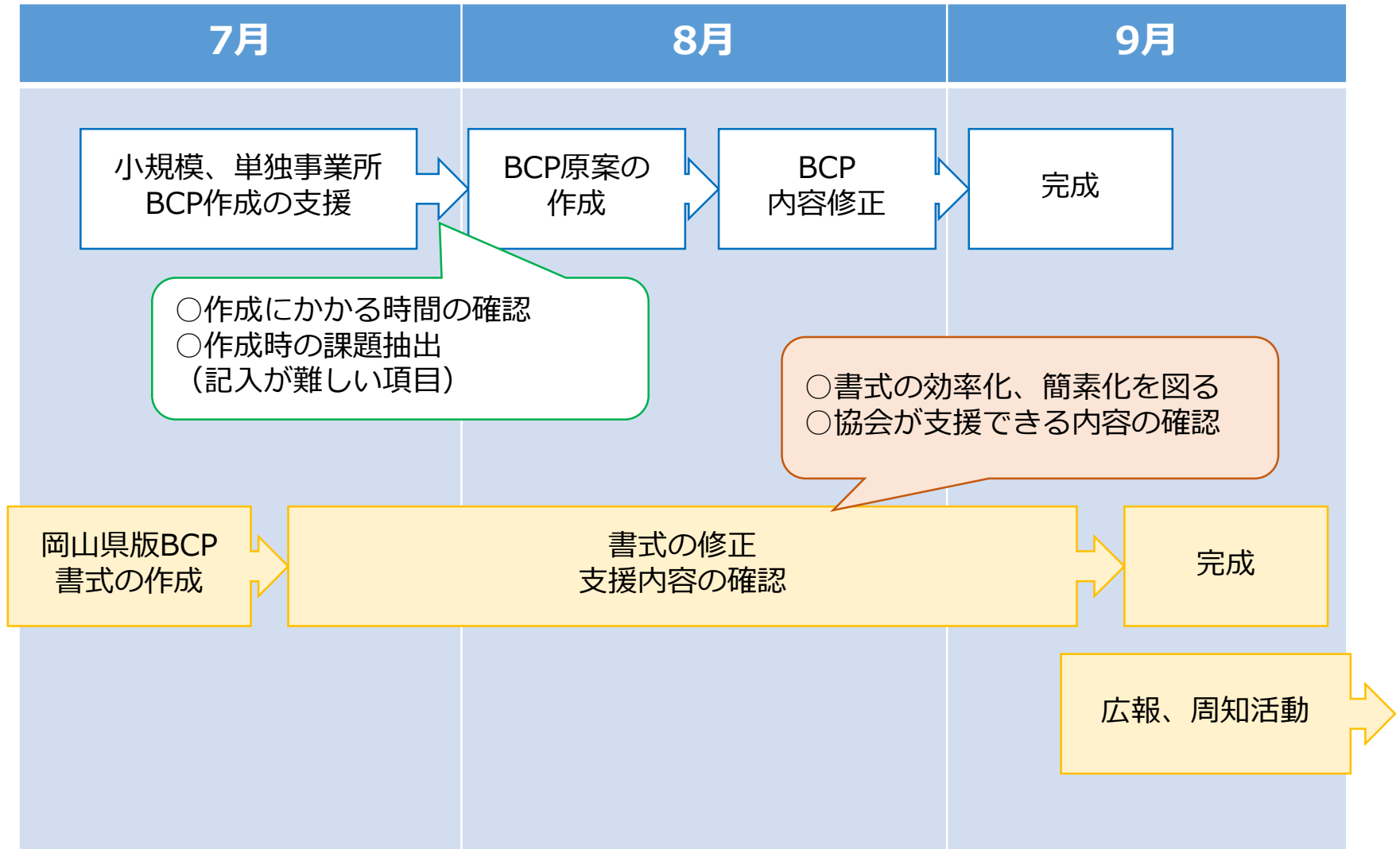


図 1.1-1 事業継続計画 (BCP) の概念^{7, 8}



BCPのスケジュール



追加資料

自然災害発生時

事業継続計画

(Business Continuity Plan)



実際に小規模の事業所のBCPを作成
総ページ数32ページ

しかし、全県同じ計画は無理である
ハザードマップも各市町村まちまち
岡山市でも北と南では全く違う

よって、今後各支部の市町村毎の
居宅介護支援事業所の計画作成の
支援を行うこととしている
もうしばらくお待ちください

特に小規模の事業所の皆様への支援を
行いますので、ご安心を！

「災害対策部」

法人名	株式会社
事業所名	
所在地	岡山県総社市
電話番号	0866-
管理者	

追加資料

医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス

平成29年4月14日
個人情報保護委員会
厚生労働省

77ページ

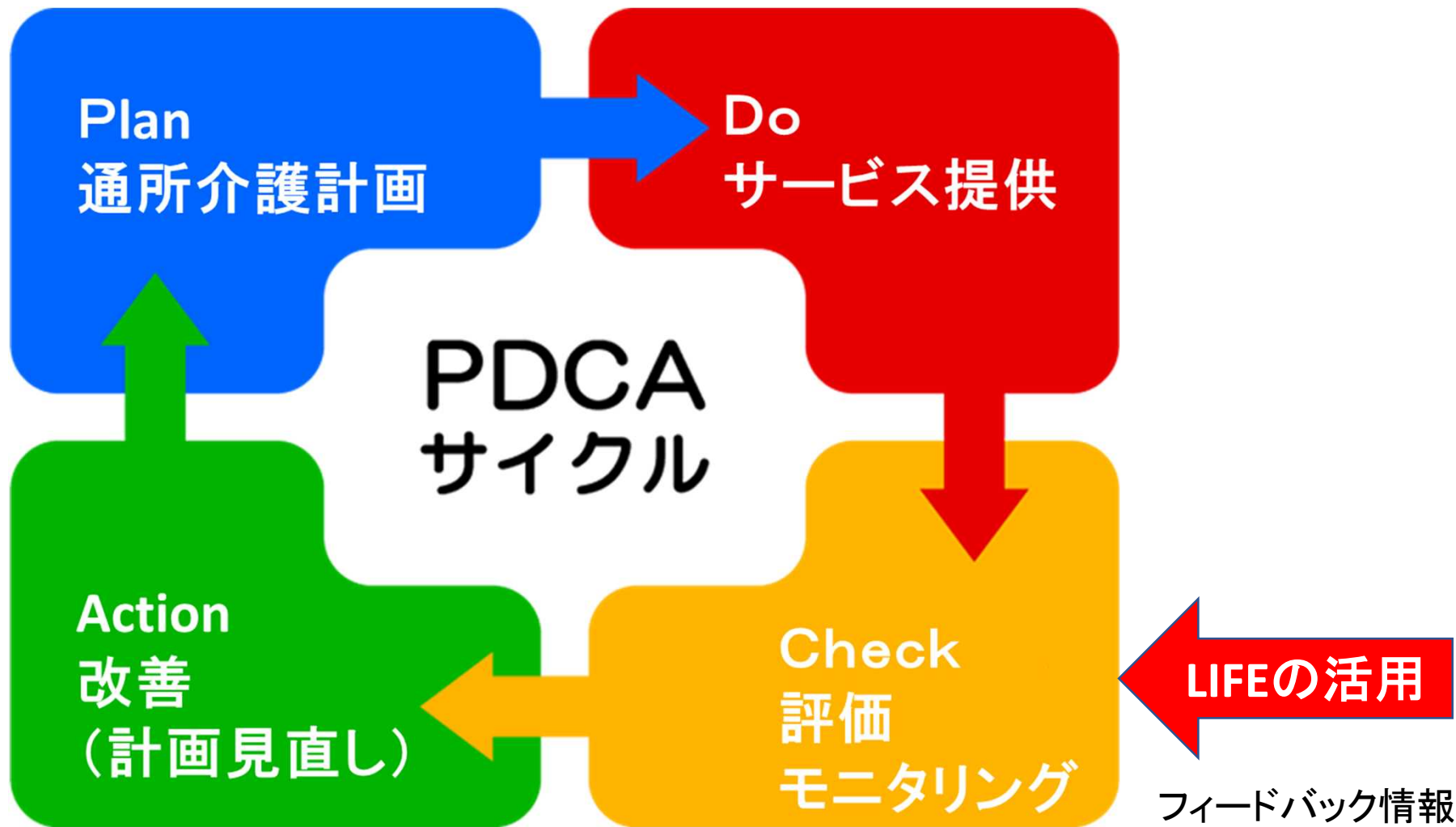
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版

令和3年1月
厚生労働省

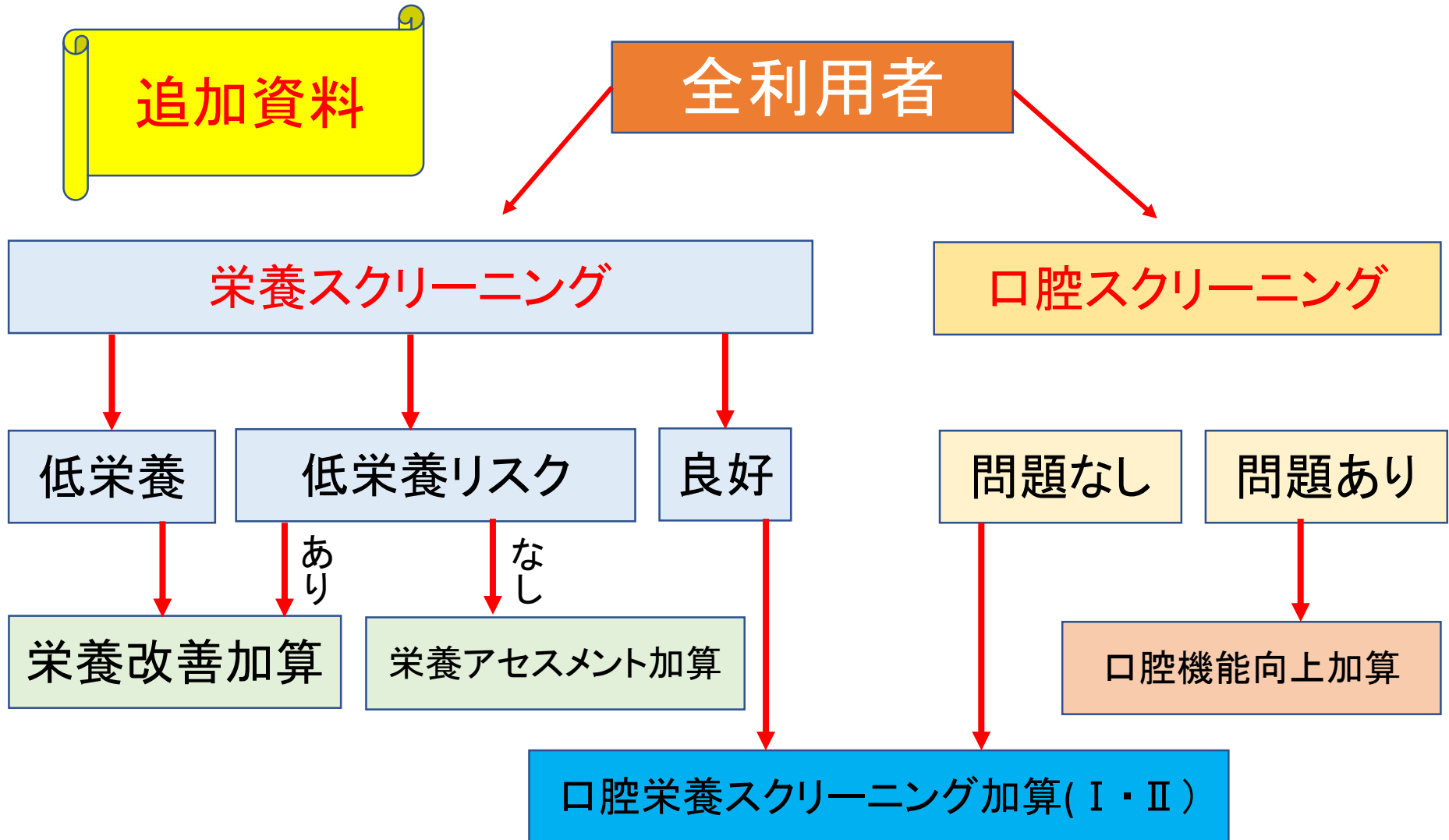
164ページ

電磁的方法による場合は……遵守すること

追加資料



通所介護で口腔・栄養マネジメント加算を算定する場合の流れ



追加資料

社保審一介護給付費分科会

第202回 (R3. 7. 28)

資料3

居宅介護支援事業所単位で抽出する ケアプラン検証について(報告)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証(報告)

追加資料

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日)

①生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証【居宅介護支援】
(略)

また、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条

十八の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

告示で規定する要件(案)

ケアマネ事業所ごとに見て、

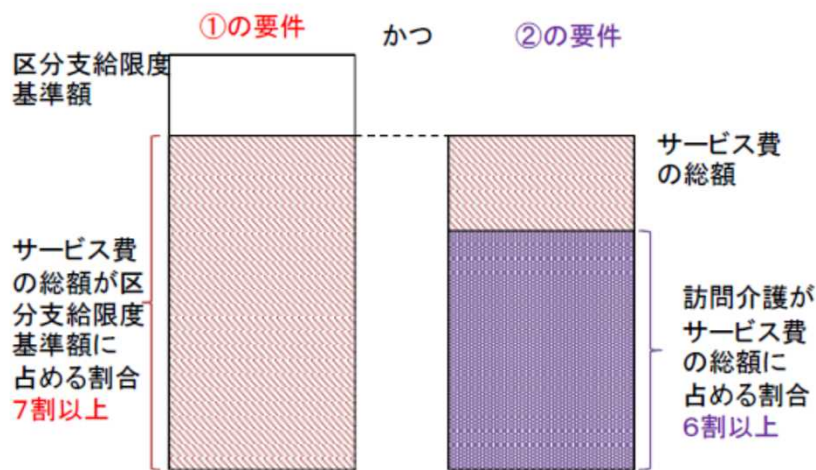
①区分支給限度基準額の利用割合が**7割以上**

かつ

②その利用サービスの**6割以上**が訪問介護サービス

⇒該当ケアマネ事業所は、約3%の見込み。

(※)告示案は、7月20日から8月18日までパブリックコメント実施中。



重要

追加資料

居宅サービス計画書と「個別援助計画書」の整合性

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第12号において、「**介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする**」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該**訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする**。

全ての居宅サービスに適用された

福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該**福祉用具貸与計画**を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

福祉用具貸与計画書は「義務化」